

「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」開催要綱（案）

1 目的

「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」（以下「本ワーキンググループ」という。）は、「ICT アクセシビリティ確保部会」の下に設置されるワーキンググループとして、電話リレーサービスの在り方について検討を行うことを目的としている。

※電話リレーサービス：聴覚障害者と電話の相手方を、リレーサービスセンターにいるオペレーターが文字又は手話と音声の翻訳をすることにより、双方向につなぐサービスのこと。

2 名称

本ワーキンググループは、「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 電話リレーサービスに係る提供条件・費用負担等について
- (2) 電話リレーサービスに係るオペレーターとなり得る通訳者の要件等について
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本ワーキンググループには、主査及び主査が指名する主査代理を置く。
- (3) 主査は、本ワーキンググループを招集し、運営する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本ワーキンググループを招集し、運営する。
- (4) 主査は、必要に応じ、本ワーキンググループの構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- (5) 主査は、必要に応じ、構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本ワーキンググループは、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本ワーキンググループで使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本ワーキンググループの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課が関係課室の協力を得て行う。

デジタル活用共生社会実現会議

ICT地域コミュニティ創造部会

ICTアクセシビリティ確保部会

電話リレーサービスに係る
ワーキンググループ(仮称)

[事務局]総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

